破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８６１号
福岡市博多区光丘町１丁目１番36―302号
破産者　宮崎　英夫
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3040番地15
破産者　岡本　茂子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０４号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3040番地15、申立時の住所佐賀県杵島郡大町町大字福母1552番地
破産者　岡本　晴美
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５８号
埼玉県熊谷市久保島2118番地３
破産者　江本勇一郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５９号
埼玉県熊谷市久保島2118番地３
破産者　江本　良子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６号
長野県安曇野市穂高有明8170番地２
破産者　村田　昌一
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
長野県松本市沢村３丁目４番19号　白金コーポ105号
破産者　今井たか子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６３号
福岡市南区的場２丁目５番12号ベルハイム奥博多205号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区大宮２丁目１番20号
破産者　品川　節雄
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４３号
京都市下京区河原町通四条下る順風町311番地エスリード四条河原町504号
破産者　高橋　正樹
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９号
沖縄県糸満市字兼城371番地の３　シャトレ具志堅101号
破産者　金城　輝夫
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４４８号
札幌市東区伏古３条２丁目５番30号　コーポ浜２―202
破産者　立藏　芳子（旧姓花岡）
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４５号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番21―103号、住民票上の住所北海道小樽市幸４丁目33番11号
破産者　荒関　善之
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７１号
札幌市豊平区豊平４条12丁目３番13―207号
破産者　西田　康人
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４４号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番27号　ＬＡＶＩＥ―106号
破産者　三上　久枝
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
仙台市若林区新寺２丁目１番１号　サンシャイン菊平ビルディング807号室、住民票上の住所仙台市青葉区一番町４丁目５番26号
破産者　浅野　安弘
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
栃木県佐野市戸奈良町330番地５
破産者　清水　靖隆
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市北越谷１丁目３番６号　ルネリバーサイド103
破産者　菊池和香子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
埼玉県越谷市花田７丁目５番地１　ハーモニーハイツ102
破産者　江口　　協
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
埼玉県越谷市宮本町５丁目231番地５　グレースＴＭ305、旧住所埼玉県越谷市花田４丁目12番地30
破産者　竹井　正治
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係